

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800388号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900015号

第1 結論

請求者のA社における平成18年6月23日の標準賞与額を2万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年6月23日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月

A社で勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の回答及び同社から提出された請求者に係る2006年6月分給与支給明細書(以下「支給明細書」という。)により、請求者は、請求期間において、同社から2万9,800円の寸志の支払を受けていることが確認できる。

また、支給明細書により、上記寸志に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、A社の事業主は、当該寸志について、厚生年金保険料は控除していない旨回答しているものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該寸志について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間について、同社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

さらに、平成18年6月の賞与の支給日については、A社の事業主の回答から、同年6月23日とすることが妥当である。

以上のことから、請求者のA社における平成18年6月23日の標準賞与額の記録を賞与額に見合う2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800360号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年1月4日から平成30年6月30日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間中、他の正社員と同じ働き方をし、自分は正社員だと思っていたが、社会保険に加入させてもらえないままであった。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に係る平成28年6月20日付けの在職証明書、平成22年4月1日から平成30年6月30日までの期間のうち一部期間の同社に係るタイムカード、給与明細書、源泉徴収票及び平成21年11月25日以降の入出金が確認できる総合口座通帳(以下「在職証明書等」という。)を保有している。

しかしながら、A社の事業主は、当初より請求者との契約は口頭による業務委託契約であり、「勤務」、「給与」という概念はなく、雇用関係はなかった旨回答しており、請求者に係る履歴書、雇用契約書、人事記録、社員名簿、賃金台帳等の資料はないと回答している上、日本年金機構は、在職証明書等を精査したが、厚生年金保険の被保険者資格を判定するには不十分であり、被保険者資格の要件は認められない旨回答している。

また、請求者が保有する給与明細書及び源泉徴収票について、A社の事業主は、請求者に業務委託報酬を支払っていたが、その明細を発行するにあたり、会計ソフトウェア上の「給与」の文字の修正が不可能であったことから、「給与明細書」「源泉徴収票」という表記のまま発行していた旨回答し、同事業主は平成22年4月1日から平成30年6月30日までの期間の業務委託支給一覧表を提出している。

さらに、請求者は、請求期間のうち平成21年1月4日から平成23年1月1日までの期間、前職事業所に係る健康保険組合において任意継続被保険者であったことが確認でき、請求者が居住する自治体は、請求者の国民健康保険加入記録について資格取得日は平成23年1月1日、

資格喪失日は平成 30 年 8 月 2 日と回答している。

加えて、請求者が提出した平成 23 年 5 月分から平成 30 年 4 月分までの給与明細書（平成 23 年 6 月分、平成 23 年 8 月分から同年 11 月分、平成 24 年 1 月分、平成 24 年 11 月分、平成 25 年 11 月分、平成 27 年 7 月分、平成 28 年 1 月分及び平成 29 年 1 月分を除く。）及びA社の事業主が提出した平成 22 年 4 月分から平成 30 年 5 月分までの業務委託支給一覧表により、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、請求期間のうち、平成 21 年 1 月 4 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間について、請求者から提出された平成 21 年分の所得税の確定申告書B、平成 21 年分収支内訳書（一般用）、平成 22 年分の所得税の確定申告書B、平成 22 年分収支内訳書（一般用）及び平成 22 年分給与所得の源泉徴収票により、当該期間においてA社から支払われた金額を請求者は給与所得ではなく、事業所得あるいは雑所得としていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800396号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900014号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年8月1日から平成13年10月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が低額に記録されている。平成9年8月1日付けの月額変更、平成10年、11年及び12年の算定は、私が白紙の届書に署名押印をして、当時の徴収職員が白紙部分を記入し、不適正な処理が行われたものである。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成9年8月から平成12年7月まで59万円と記録されていたところ、同年8月3日付けで、平成9年10月1日、平成10年10月1日及び平成11年10月1日の定時決定の記録を取り消し、平成9年8月1日に遡って15万円に引き下げられ、平成12年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、上記遡及訂正処理直後の平成12年8月9日に処理された同年10月1日の定時決定においても、請求者の標準報酬月額は、15万円と記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において平成12年8月3日付けで標準報酬月額の減額処理が行われていたのは請求者のほかに25人おり、同年8月9日に処理された同年10月1日の定時決定において、これらの者のうち既に被保険者資格を喪失している3人を除く22人の標準報酬月額も減額後の標準報酬月額で決定されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び減額処理日において同社の代表取締役役に就任していることが確認できる。

また、請求者は、標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社の業績は悪く、社会保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、請求者は、自身の標準報酬月額が減額訂正となる届書については、白紙の届書に署名押印させられたものであるとしているところ、事業所印及び事業主印を管理し、社会保険業

務に関する権限を有していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間について、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していたと言わざるを得ないことから、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。